

アンティグア・バーブーダ知的財産・商務庁
(ABIPCO)
(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要	収録済
国内段階の手続	情報は現在準備中

指定（又は選択）官庁 AG	アンティグア・バーブーダ 知的財産・商務庁 (ABIPCO) 国内段階に入るための要件の概要	概要 AG
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書） ² ・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（これらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方） ²	
国際出願の写しを要求されるか？	国内官庁がPCT第20条に基づき国際事務局から国際出願の写しを受領していない場合に限り、国際出願の写しが要求される。これは、出願人がPCT第23条(2)又は第40条(2)に基づき国内段階の処理を早期に開始することの明示の請求を行った場合が考えられる。	
国内手数料	通貨：東カリブ・ドル (XCD) 特許： 出願手数料 …………… XCD 800 実用証： 出願手数料 …………… XCD 400	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出しなければならない。

2 出願人が提出した国際出願の翻訳文が、補正されたもの又は最初に提出したもののみである場合、国内官庁は欠落している翻訳文を提出するよう出願人に要求する。

AG	アンティグア・バーブーダ 知的財産・商務庁 (ABIPCO) (続き)	AG
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	<p>発明者の氏名及びあて名が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名^{3,4}</p> <p>国際出願日の後に発明者の名称変更があった場合には、名称変更を証明する書類⁵</p> <p>出願人が特許出願及び付与を受ける資格を有する旨の宣言書^{3,5}</p> <p>出願人が先の出願の優先権主張の資格を有する旨の宣言書^{3,5}</p> <p>国際出願の翻訳文2通⁵</p> <p>出願人が発明者でない場合には、特許についての出願人の権利を正当化する説明書³</p> <p>出願人がアンティグア・バーブーダに居住していない場合には、代理人の選任</p> <p>代理人の選任証書 (選任書又は委任状)</p>	
誰が代理人として行為できるか?	アンティグア・バーブーダに居住する弁護士又は国内官庁に登録された特許代理人	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)?	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	

3 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

4 PCT第22条又は第39条(1)に基づき適用される期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

5 PCT第22条又は第39条(1)に基づき適用される期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の日から6箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。